

十日町市空家等対策協議会委員

任期：令和4年7月15日～令和6年7月14日

区分	所属等	氏名	備考
市長	十日町市長	関口 芳史	会長
市議会	十日町市議会	鈴木 一郎	
法務	新潟県弁護士会	関 雅夫	
建築	十日町建築組合	尾身 稔	
解体	十日町解体工事協同組合	長谷川 茂徳	
不動産	新潟県宅地建物取引業協会	藤 横 茂	
不動産	新潟県土地家屋調査士会	池田 和弘	
地域住民	十日町市地域自治組織連絡協議会	尾身 晴夫	
福祉	十日町市社会福祉協議会	中澤 まゆみ	
福祉	特定非営利活動法人 十いろ	高橋 愛	
文化	十日町市文化協会連合会	田邊 誠	

空家等対策の推進に関する特別措置法

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 第二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。